

令和3年度 津市地域防災計画（資料編）の修正箇所一覧表（案）

No.	頁	行	旧	新																																																								
1	362	6	54 収集する情報（予報及び警報等）の種類（危機管理部） (1) 風水害関係 アイ（略） ウ 土砂災害警戒情報 三重県と津地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう津市を東部と中西部に区分し発表される。 エオ（略） (2)(3)（略）	54 収集する情報（予報及び警報等）の種類（危機管理部） (1) 風水害関係 アイ（略） ウ 土砂災害警戒情報 三重県と津地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難情報を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう津市を東部と中西部に区分し発表される。 エオ（略） (2)(3)（略）																																																								
2	366	表中	55 警報等の発表基準（危機管理部） (1)（略） (2) 警報及び注意報の発表基準 <table border="1" data-bbox="253 850 1171 1169"> <tr><td colspan="4">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">警報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>(浸水害)</td> <td>表面雨量指数基準 31</td> </tr> <tr> <td>(土砂災害)</td> <td>土壌雨量指数基準 113</td> </tr> <tr><td colspan="4">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">注意報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td></td> <td>表面雨量指数基準 11</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土壌雨量指数基準 79</td> </tr> <tr><td colspan="4">(略)</td></tr> <tr><td colspan="4">(略)</td></tr> </table>	(略)				警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 31	(土砂災害)	土壌雨量指数基準 113	(略)				注意報	大雨		表面雨量指数基準 11		土壌雨量指数基準 79	(略)				(略)				55 警報等の発表基準（危機管理部） (1)（略） (2) 警報及び注意報の発表基準 <table border="1" data-bbox="1200 850 2119 1169"> <tr><td colspan="4">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">警報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>(浸水害)</td> <td>表面雨量指数基準 31</td> </tr> <tr> <td>(土砂災害)</td> <td>土壌雨量指数基準 155</td> </tr> <tr><td colspan="4">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">注意報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td></td> <td>表面雨量指数基準 11</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土壌雨量指数基準 105</td> </tr> <tr><td colspan="4">(略)</td></tr> <tr><td colspan="4">(略)</td></tr> </table>	(略)				警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 31	(土砂災害)	土壌雨量指数基準 155	(略)				注意報	大雨		表面雨量指数基準 11		土壌雨量指数基準 105	(略)				(略)			
(略)																																																												
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 31																																																									
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 113																																																									
(略)																																																												
注意報	大雨		表面雨量指数基準 11																																																									
			土壌雨量指数基準 79																																																									
(略)																																																												
(略)																																																												
(略)																																																												
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 31																																																									
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 155																																																									
(略)																																																												
注意報	大雨		表面雨量指数基準 11																																																									
			土壌雨量指数基準 105																																																									
(略)																																																												
(略)																																																												
3	370	39	57 気象業務法及び水防法に基づく警報等の取扱要領（危機管理部） 2 定義 (1)～(5)（略） (6) 情報 アイ（略） ウ 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自	57 気象業務法及び水防法に基づく警報等の取扱要領（危機管理部） 2 定義 (1)～(5)（略） (6) 情報 アイ（略） ウ 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難情報を発令する際の判断や住民の自																																																								

No.	頁	行	旧	新																																								
			自主避難の参考となるよう、三重県と津地方気象台が共同して発表しています。	主避難の参考となるよう、三重県と津地方気象台が共同して発表しています。																																								
4	381	表中	<p>60 災害救助法による救助の程度と期間（危機管理部） 「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表 出典「災害救助事務取扱要領」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>援助の種類</th> <th>対象</th> <th>費用の限度額</th> <th>期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> <tr> <td>被災した住宅の応急修理</td> <td> <p>1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者</p> <p>2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</p> </td> <td> <p>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当りの限度額</p> <p>① 大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内</p> <p>② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内</p> </td> <td> <p>災害発生の日から1ヵ月以内</p> </td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	援助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考	(略)					被災した住宅の応急修理	<p>1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者</p> <p>2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</p>	<p>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当りの限度額</p> <p>① 大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内</p> <p>② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内</p>	<p>災害発生の日から1ヵ月以内</p>	(新設)	(略)					<p>60 災害救助法による救助の程度と期間（危機管理部） 「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表 出典「災害救助事務取扱要領」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>援助の種類</th> <th>対象</th> <th>費用の限度額</th> <th>期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> <tr> <td>被災した住宅の応急修理</td> <td> <p>1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者</p> <p>2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</p> </td> <td> <p>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当りの限度額</p> <p>① 大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内</p> <p>② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内</p> </td> <td> <p>災害発生の日から3ヵ月以内</p> </td> <td> <p>応急住宅（民間賃貸住宅）を一時的に使用する場合 1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、退去修繕負担金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は原則6ヵ月以内 ※ 個別の災害によって逐次特例の連絡が内閣府から発出。事前に内閣府と特別協議の上、認められた場合。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	援助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考	(略)					被災した住宅の応急修理	<p>1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者</p> <p>2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</p>	<p>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当りの限度額</p> <p>① 大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内</p> <p>② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内</p>	<p>災害発生の日から3ヵ月以内</p>	<p>応急住宅（民間賃貸住宅）を一時的に使用する場合 1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、退去修繕負担金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は原則6ヵ月以内 ※ 個別の災害によって逐次特例の連絡が内閣府から発出。事前に内閣府と特別協議の上、認められた場合。</p>	(略)				
援助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考																																								
(略)																																												
被災した住宅の応急修理	<p>1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者</p> <p>2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</p>	<p>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当りの限度額</p> <p>① 大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内</p> <p>② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内</p>	<p>災害発生の日から1ヵ月以内</p>	(新設)																																								
(略)																																												
援助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考																																								
(略)																																												
被災した住宅の応急修理	<p>1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者</p> <p>2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</p>	<p>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当りの限度額</p> <p>① 大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内</p> <p>② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内</p>	<p>災害発生の日から3ヵ月以内</p>	<p>応急住宅（民間賃貸住宅）を一時的に使用する場合 1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、退去修繕負担金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は原則6ヵ月以内 ※ 個別の災害によって逐次特例の連絡が内閣府から発出。事前に内閣府と特別協議の上、認められた場合。</p>																																								
(略)																																												